

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

兵庫県

- <みそみ、明倫地区>
三木市(口吉川町公民館、他13か所)
- <三方地区>
丹波篠山市(丹波篠山総合スポーツセンター、他5か所)
- <加東市(やしろ国際学習塾)>
- <気山、梅の里、岬地区>
丹波市(山南農業者等体育施設、他6か所)
- <鳥羽地区>
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
- <瓜生地区>
加西市(市民会館、他8か所)
- <熊川地区>
多可町(文化会館ベルディーホール、他3か所)
- <三宅地区>
加東市(滝野総合公園体育館)
- <小野市(コミュニティセンター下東条、他1か所)>
- <野木地区>
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)

県外避難

【主な避難経路①】

国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道(中国自動車道)→兵庫県内各IC下車

【主な避難経路②】

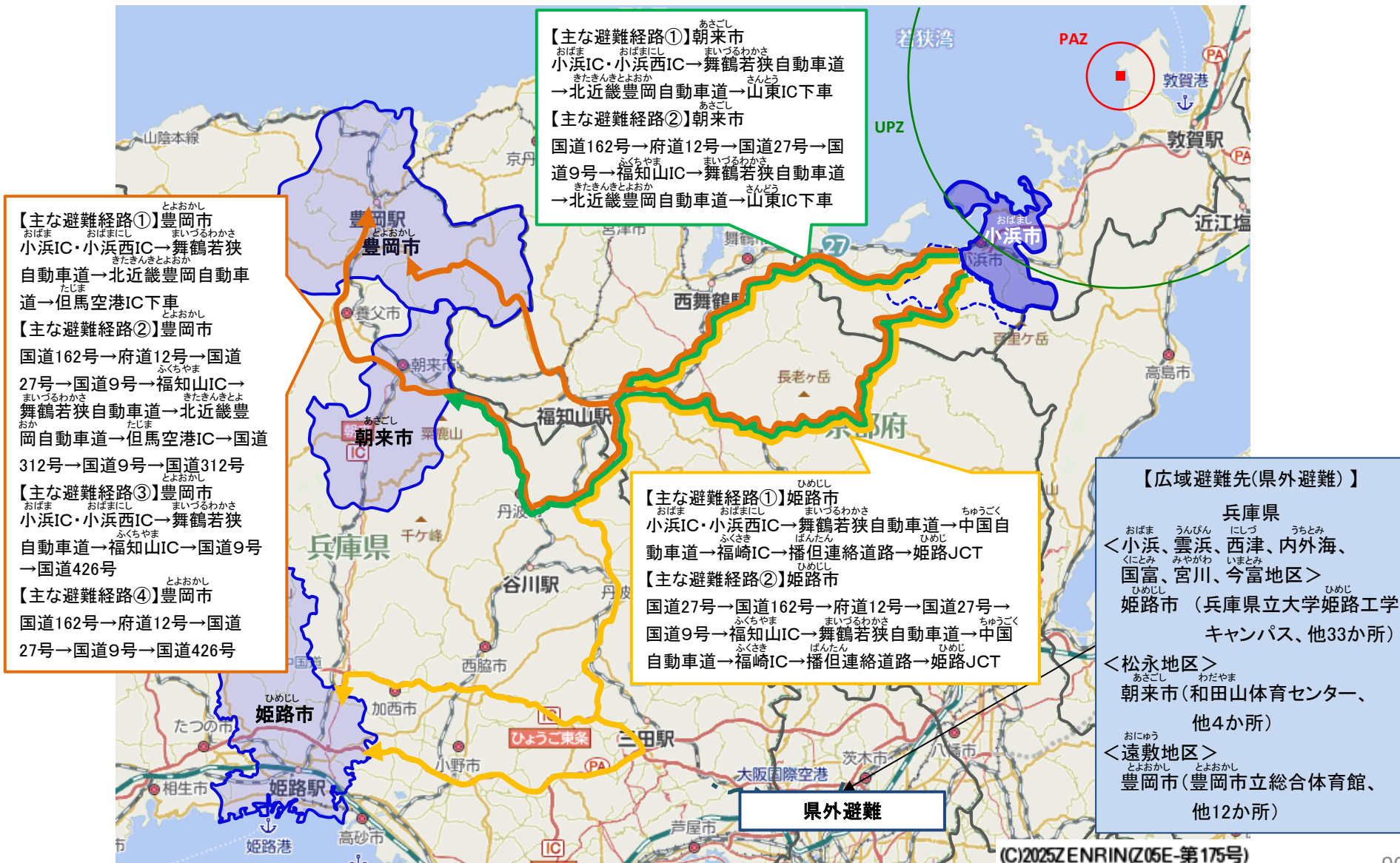
国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→ふくちやま福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→兵庫県内各IC下車



※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

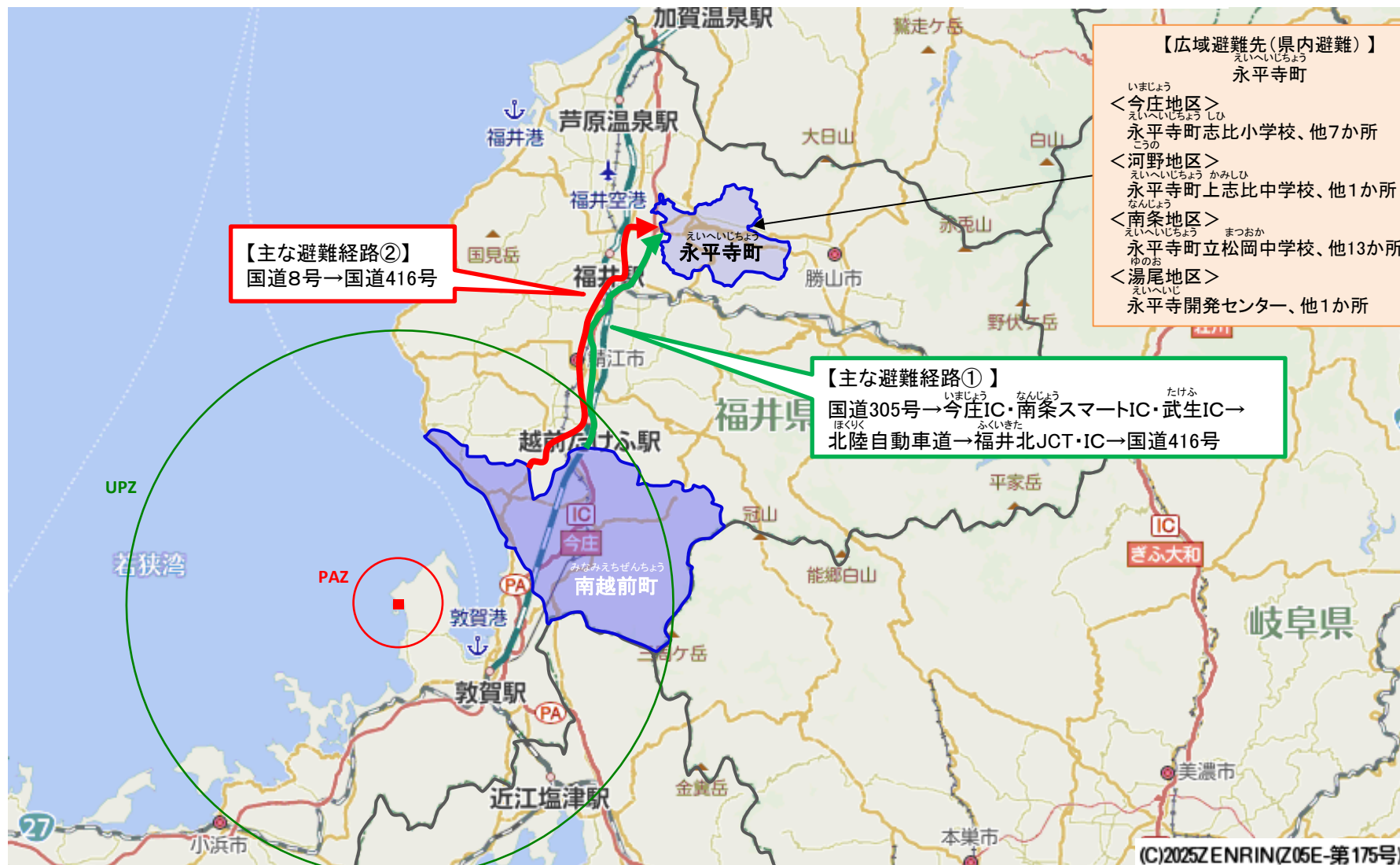
おぼまし 小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



南越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



越前市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県内避難)】

坂井市、あわら市

- < 神山地区 >
福井県児童科学館、他1か所
- < 大虫地区 >
春江B&G海洋センター、他9か所
- < 坂口地区 >
坂井市ゆりの里公園
- < 王子保地区 >
文化の森・YURI文化情報交流館、
他3か所
- < 白山地区 >
坂井市立大石小学校、他3か所
- < 武生南地区 >
丸岡総合福祉保健センター
他12か所
- < 北日野地区 >
福井県立金津高等学校、他9か所

【主な避難経路②】

県道福井大森河野線(県道3号)→
県道福井四ヶ浦線(県道6号)→
県道福井加賀線(県道5号)

【主な避難経路④】 国道8号

【主な避難経路①】 国道8号

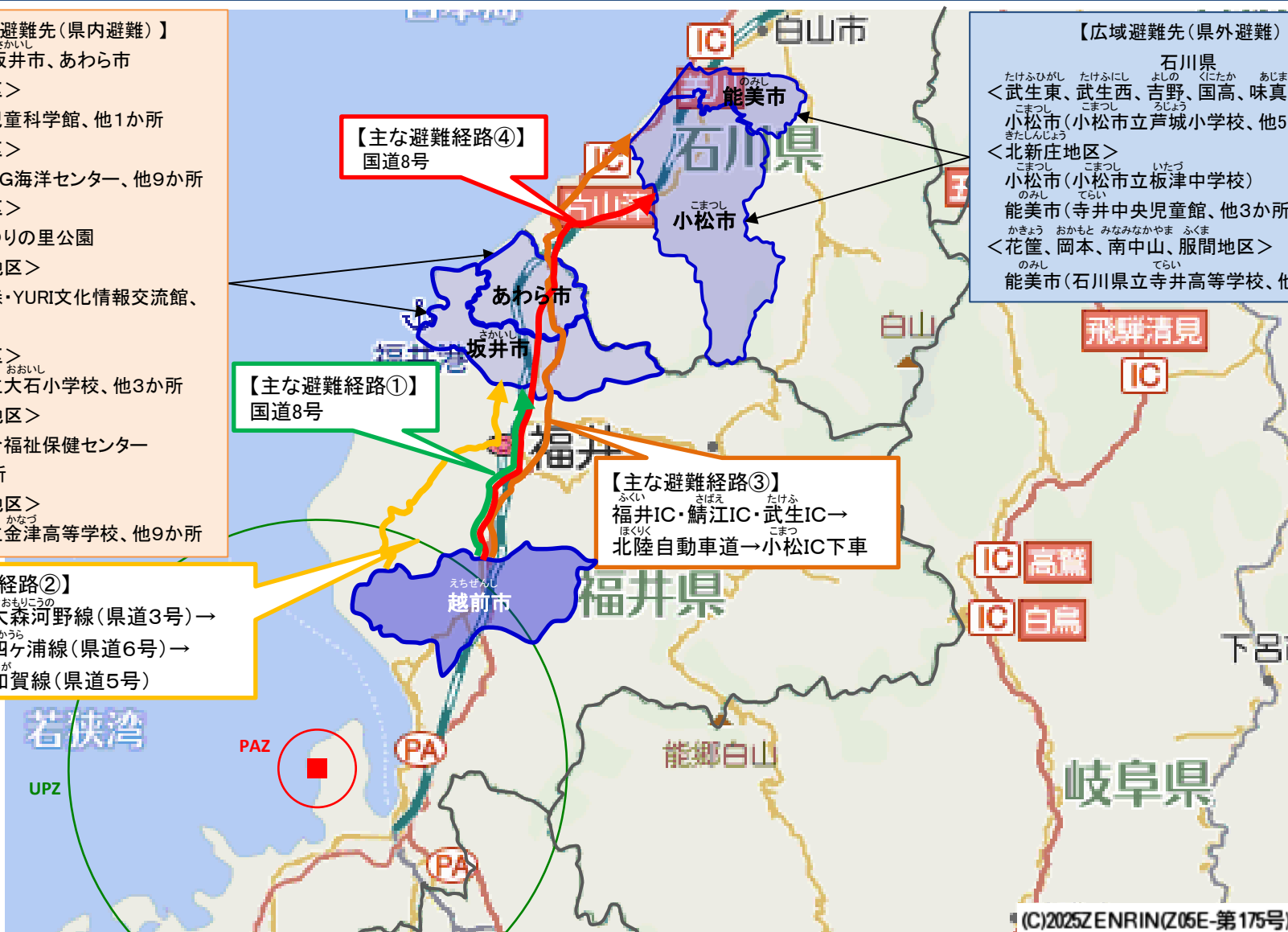
【主な避難経路③】

福井IC・鯖江IC・武生IC→
北陸自動車道→小松IC下車

【広域避難先(県外避難)】

石川県

- < 武生東、武生西、吉野、国高、味真野地区 >
小松市(小松市立芦城小学校、他57か所)
- < 北新庄地区 >
小松市(小松市立板津中学校)
- 能美市(寺井中央児童館、他3か所)
- < 花筐、岡本、南中山、服間地区 >
能美市(石川県立寺井高等学校、他18か所)



越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

おぼま おぼまにし
小浜IC・小浜西IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC
 又は
 国道162号→府道12号
 →国道27号→福知山IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC

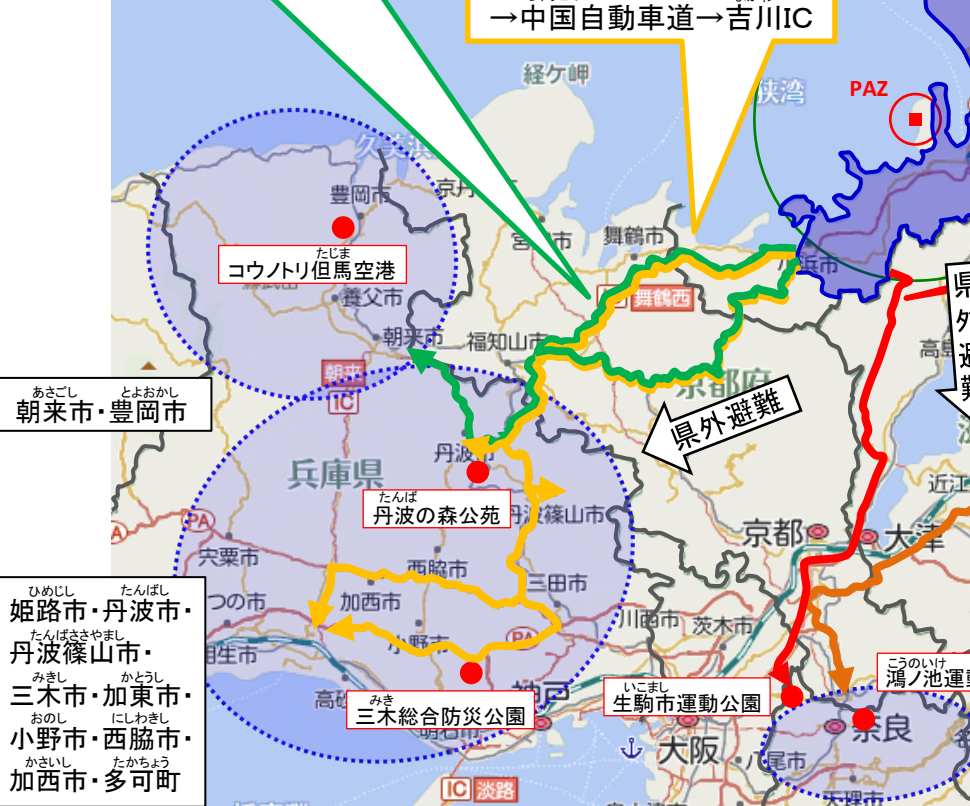
わかさみかた
国道27号→若狭三方IC・
若狭上中IC・小浜IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →中国自動車道→吉川IC
 又は
 国道162号→府道12号
 →国道27号→福知山IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →中国自動車道→吉川IC



国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
 国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪
 自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

国道8号→敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸
 自動車道→名神高速道路→京滋バイパス
 →巨椋IC→国道1号→国道24号

自家用車で県外避難を実施する際には、「車両一時保管場所※」に立ち寄り自家用車からバスに乗り換えてから避難先へ向かう。
 ※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振り分け等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるような複数の候補地をあらかじめ準備。
 ● 〇 は車両一時保管場所候補地を示す



あさごし とよおかし
朝来市・豊岡市

ひめじし たんばし
姫路市・丹波市・
丹波篠山市・
三木市・加東市・
小野市・西脇市・
加西市・多可町

ならし やまとこおりやまし てんりし いごまし
奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市

自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

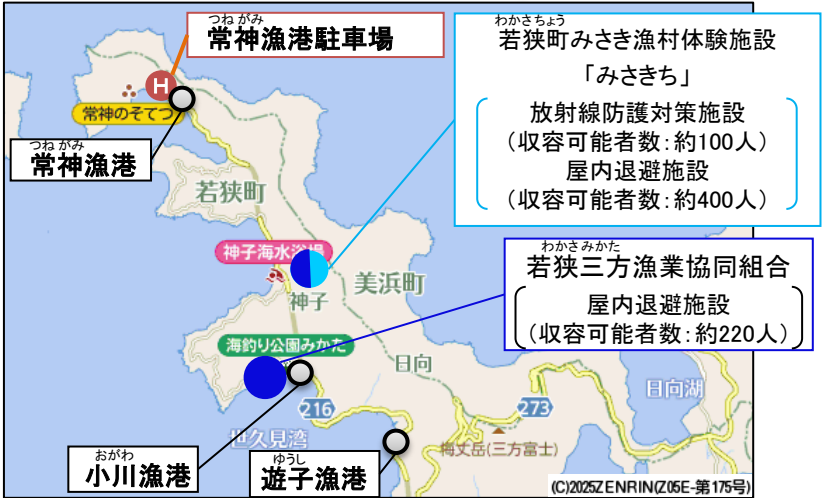
- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
敦賀半島	敦賀市西浦地区等	敦賀原子力館グラウンド
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
内外海半島	小浜市内外海地区	泊区内場外離発着場

半島部(例) 若狭町常神半島

- <凡例>
- :放射線防護対策施設(収容可能者数)
 - :放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H :ヘリポート適地等
 - :漁港



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所	
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド	
敦賀市	咸新地区	谷	旧咸新小学校グラウンド
	中郷地区	奥麻生	愛発公民館
	黒河地区	山	黒河小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド	
越前市王子保地区	瓜生野町、森久町	武生第六中学校グラウンド	
越前町	常磐地区	頭谷	旧常磐小学校グラウンド
	糸生地区	小川、真木	糸生小学校グラウンド

中山間地域(例) 美浜町新庄地区



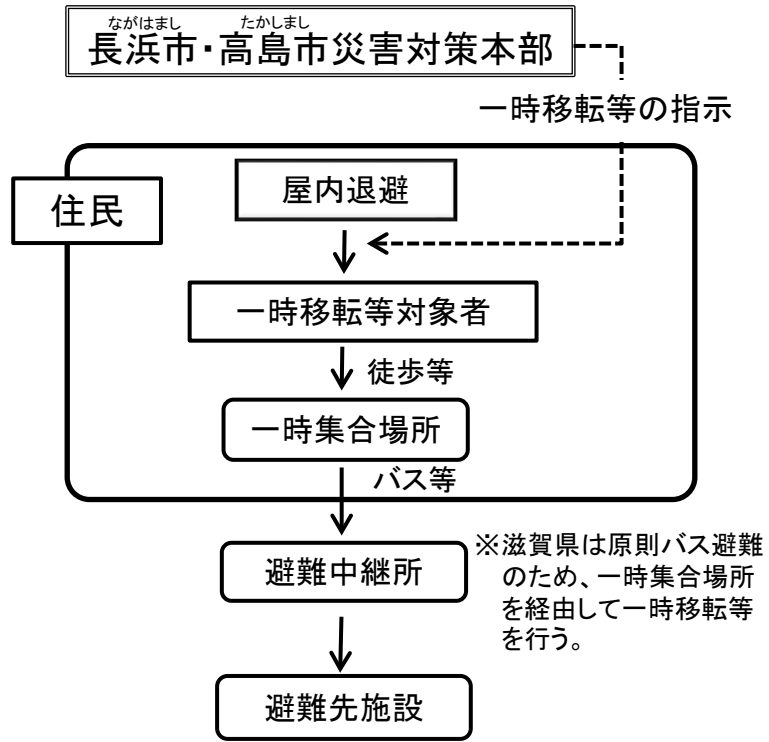
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

<UPZ市の避難先>

※令和7年4月1日時点

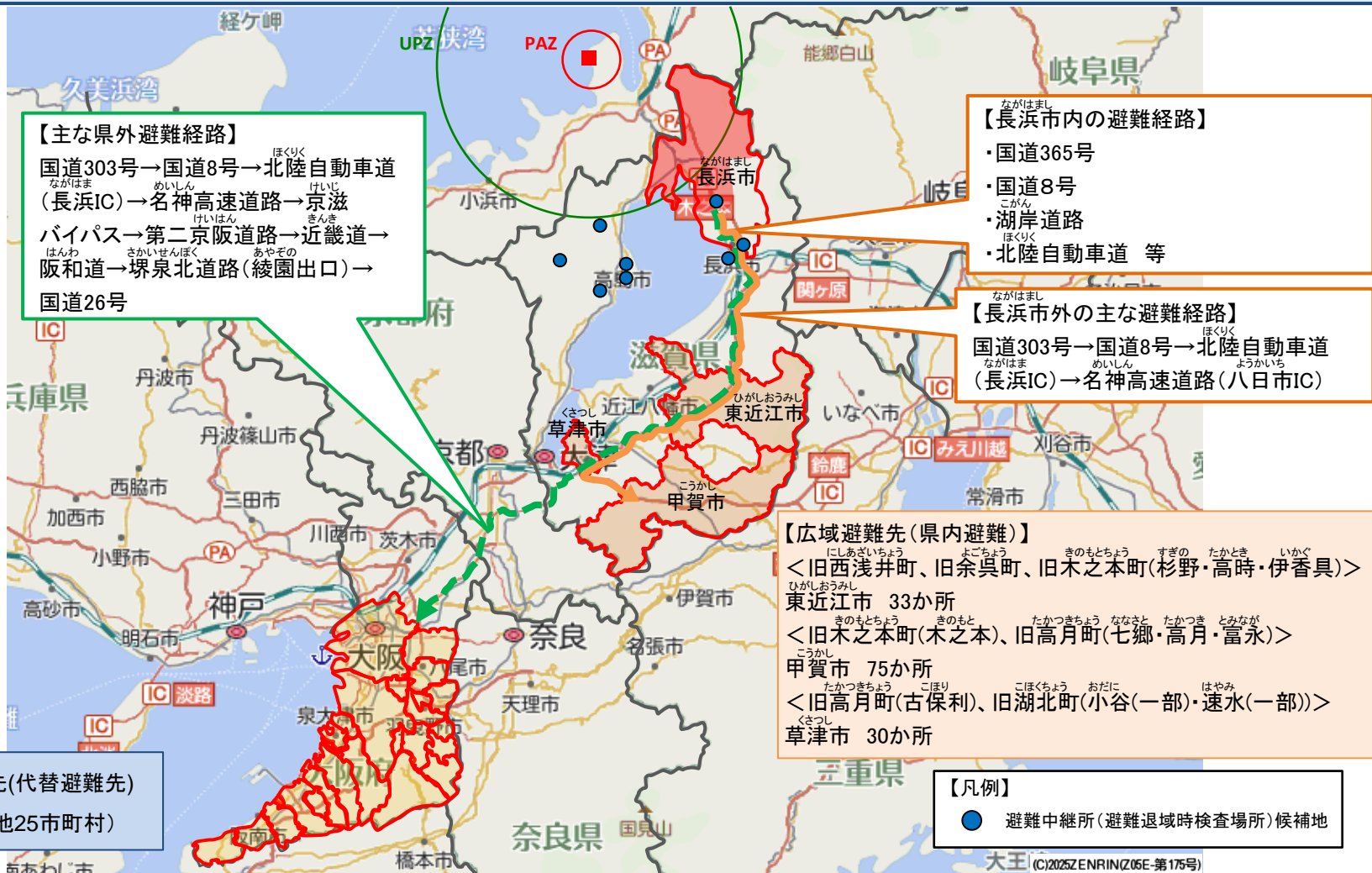


市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 22, 746人	ながはまし 長浜市内 くさつ 草津市 こうかし 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	大阪府 おおさかし さかいし きしわだし いずみおおつし かいづかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やまし いずみさのし とんだぼやしし かわちながのし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし ひがしおおさかし せんなんし おおさかさやまし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし ただおかちよう くまどりちよう たじりちよう みさきちよう 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たいしちよう かなんちよう ちはやあかさかむら 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 25, 639人	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

ながはまし 長浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及びながはましは、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ながはましは、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



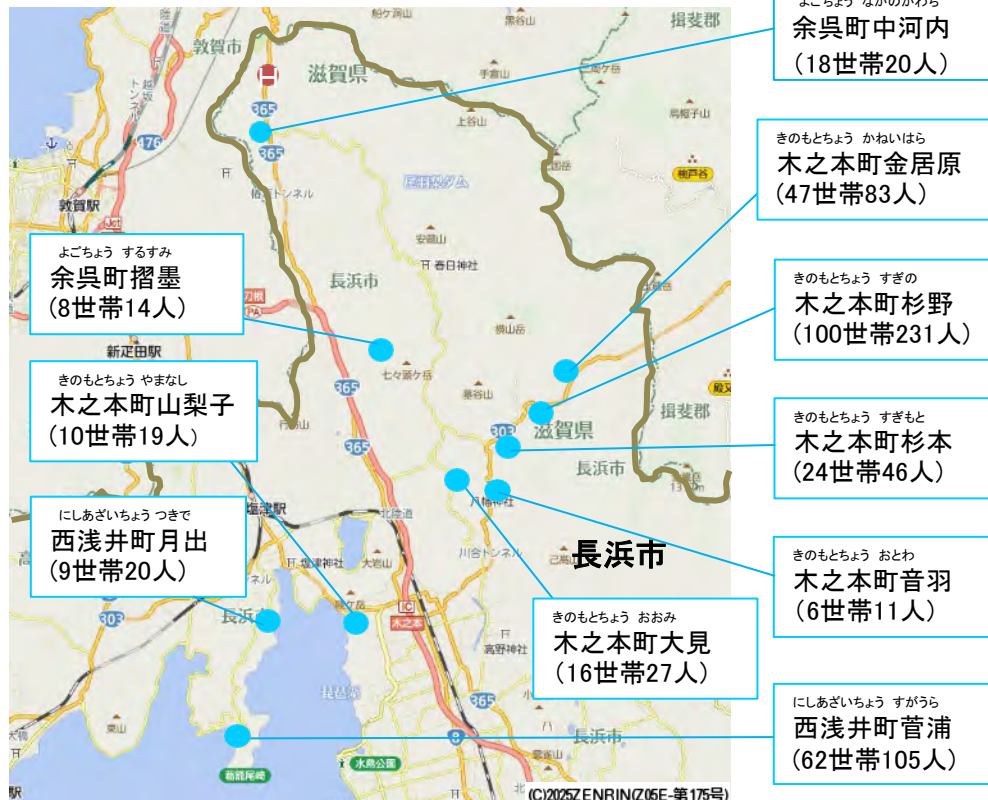
自然災害により孤立した場合の対応(滋賀県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

たかはし ちよつ
例:高島市マキノ町



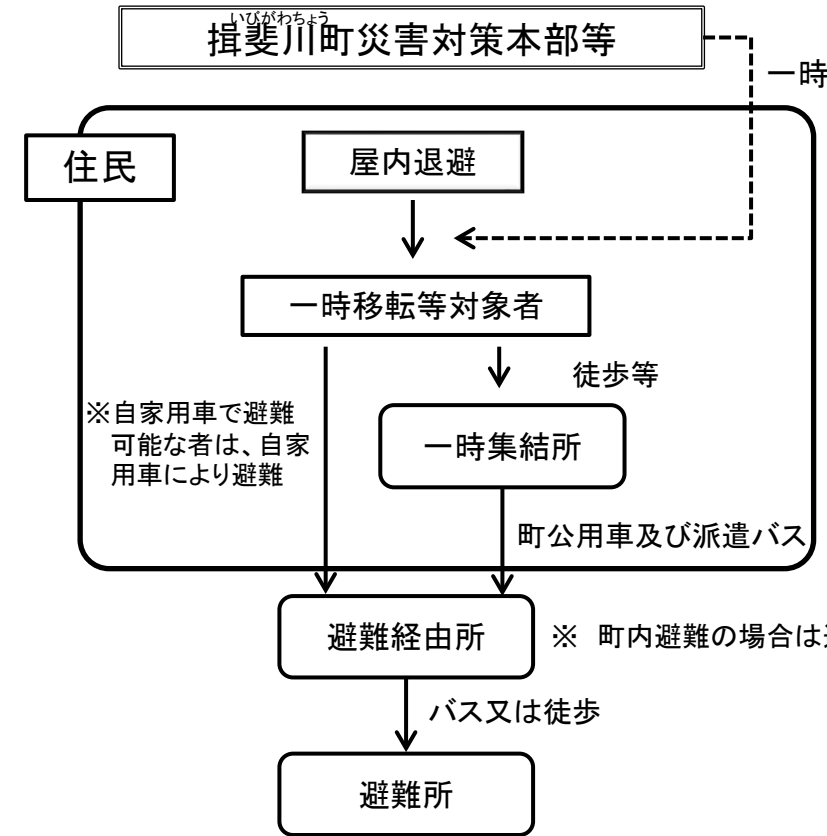
ながはまし
例:長浜市



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

岐阜県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



一時移転等の指示

<UPZの避難先>

※ 令和7年4月1日時点

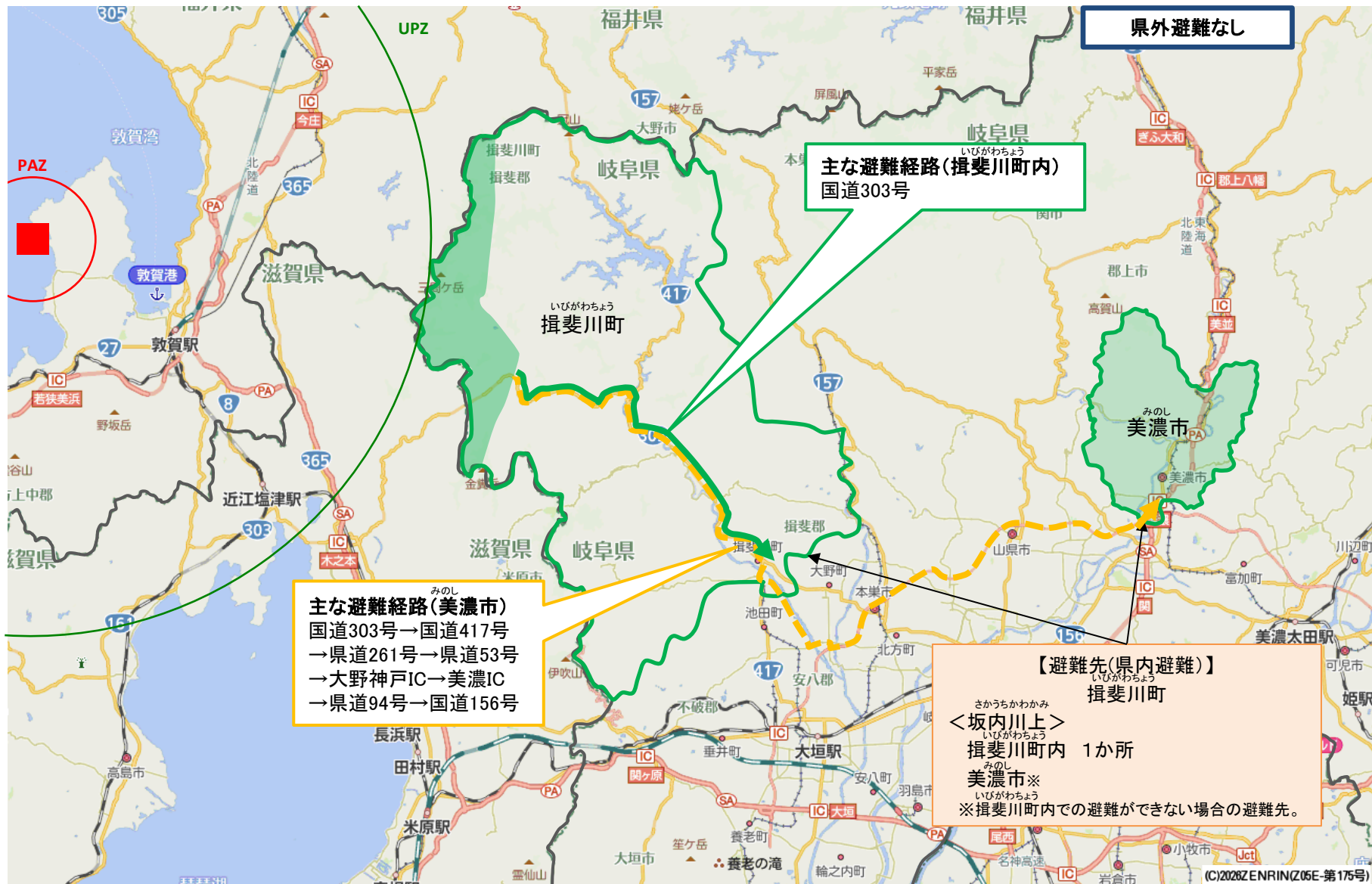
町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 40人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

※ 町内避難の場合は避難経由所を設置せず避難所へ避難。

揖斐川町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害により孤立した場合の対応(岐阜県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 さかうち かわかみ 坂内川上地区



<凡例>

- : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)
- H : ヘリポート適地等

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。102

自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害により使用できない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

<直轄国道>
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

<舞鶴若狭自動車道>
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

<福井県の管理道路>
福井県災害対策本部が応急復旧作業を実施



福井県災害対策本部

岐阜県災害対策本部

<岐阜県の管理道路>
岐阜県災害対策本部において応急復旧作業を実施

<滋賀県の管理道路>
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

滋賀県災害対策本部

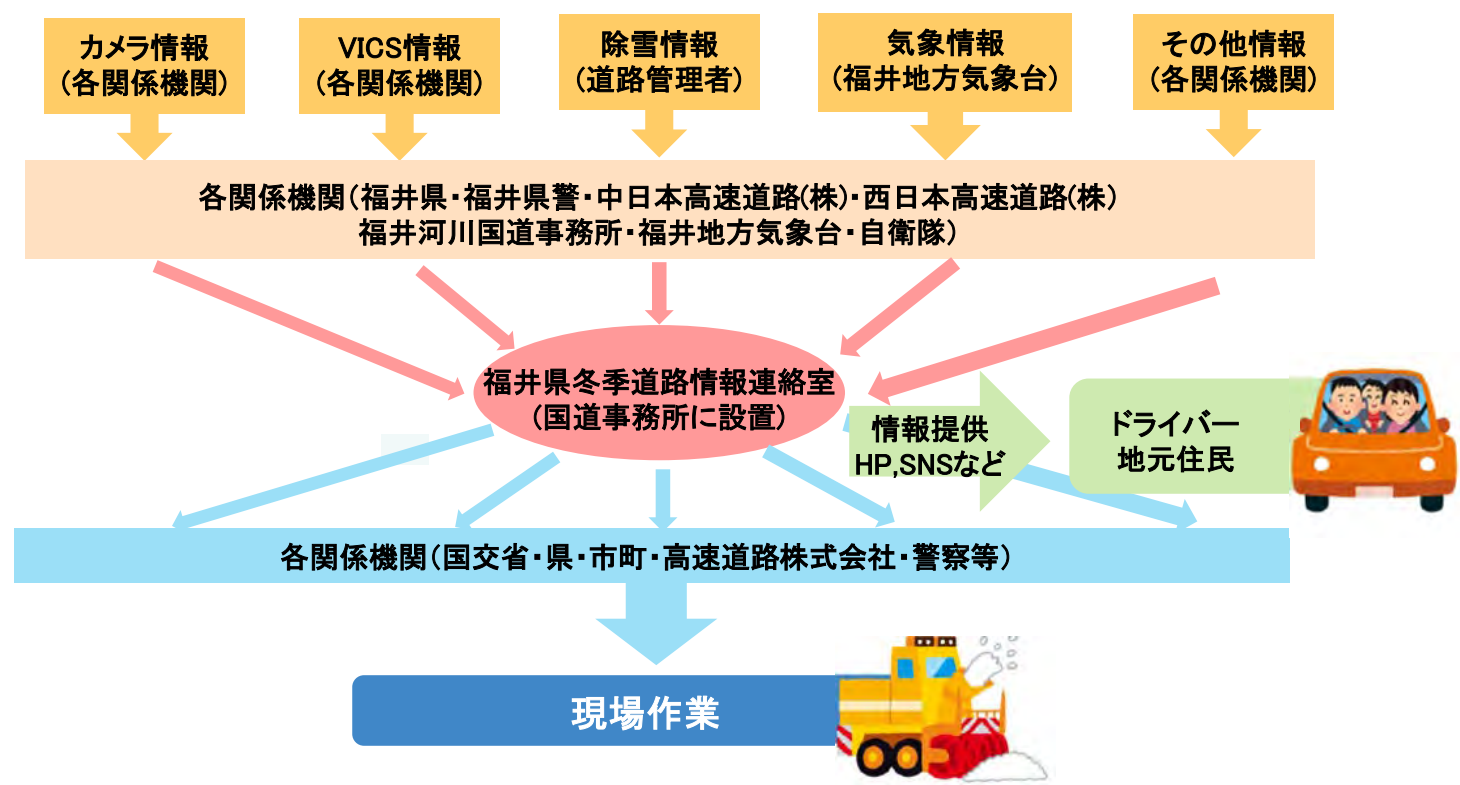
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

＜福井県における情報連絡本部（例）＞



福井県における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

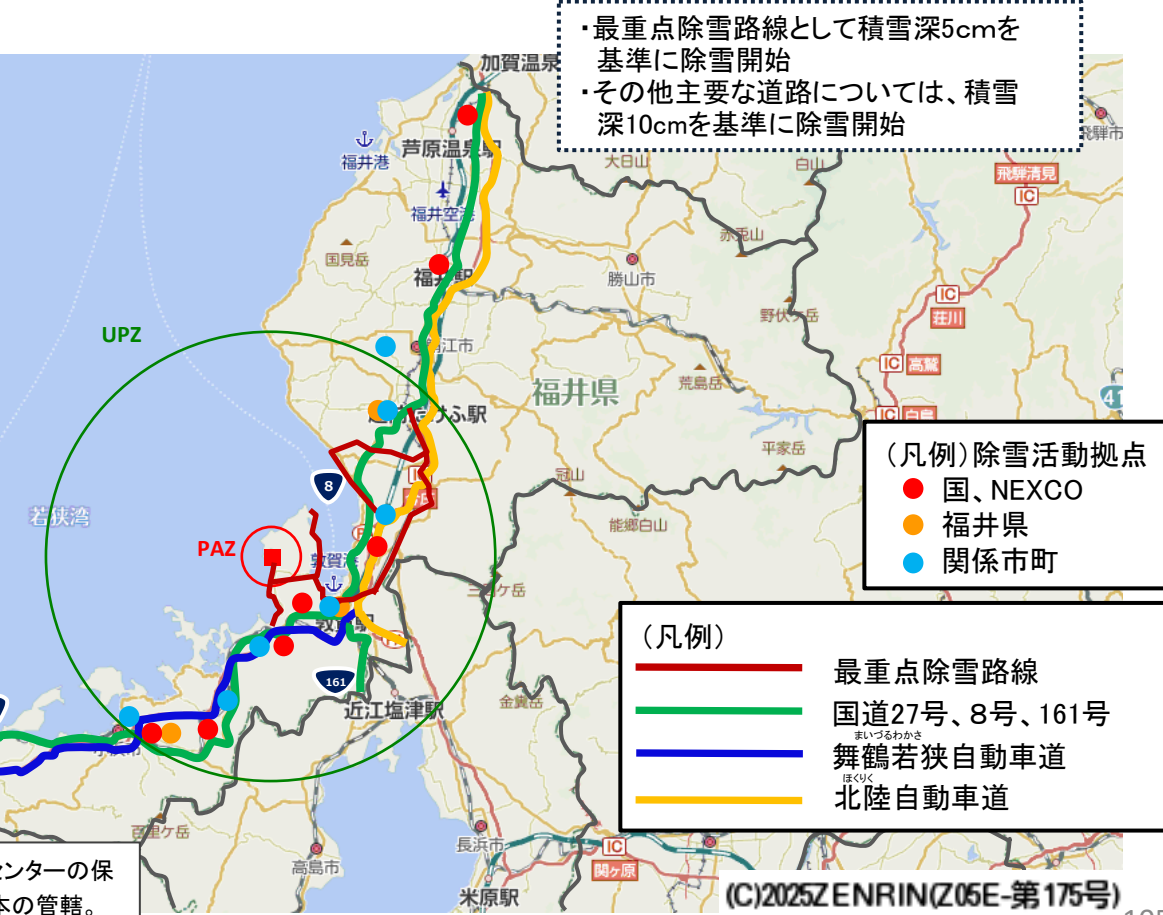
- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

除雪機械の配備台数		うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局)【R7.4現在】 ※福井県内の配備数	111台	—
福井県【R7.11現在】	286台	22台
関係市町【R7.4現在】 (美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)	205台	46台
高速道路会社(NEXCO)※1【R7.10現在】	111台	—
民間【R7.11現在】	2,200台	168台



(凡例) 除雪活動拠点

- 国、NEXCO
- 福井県
- 関係市町

(凡例)

- 最重点除雪路線
- 国道27号、8号、161号
- 舞鶴若狭自動車道
- 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

滋賀県における降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



岐阜県における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- 岐阜県及び揖斐川町いびがわちようは毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深はおおむね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

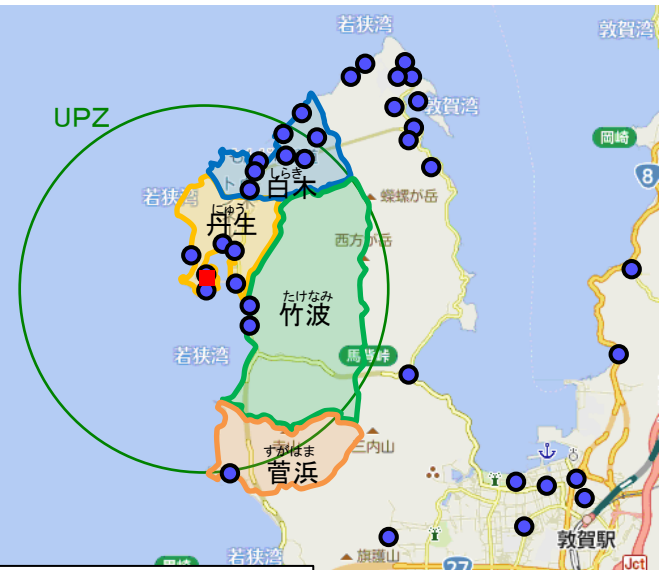
<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内の住民は屋内退避を実施する。
2. 3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZおおむね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内(おおむね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している地域を特定。当該地域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



(凡例)
● : モニタリングポスト

<おおむね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

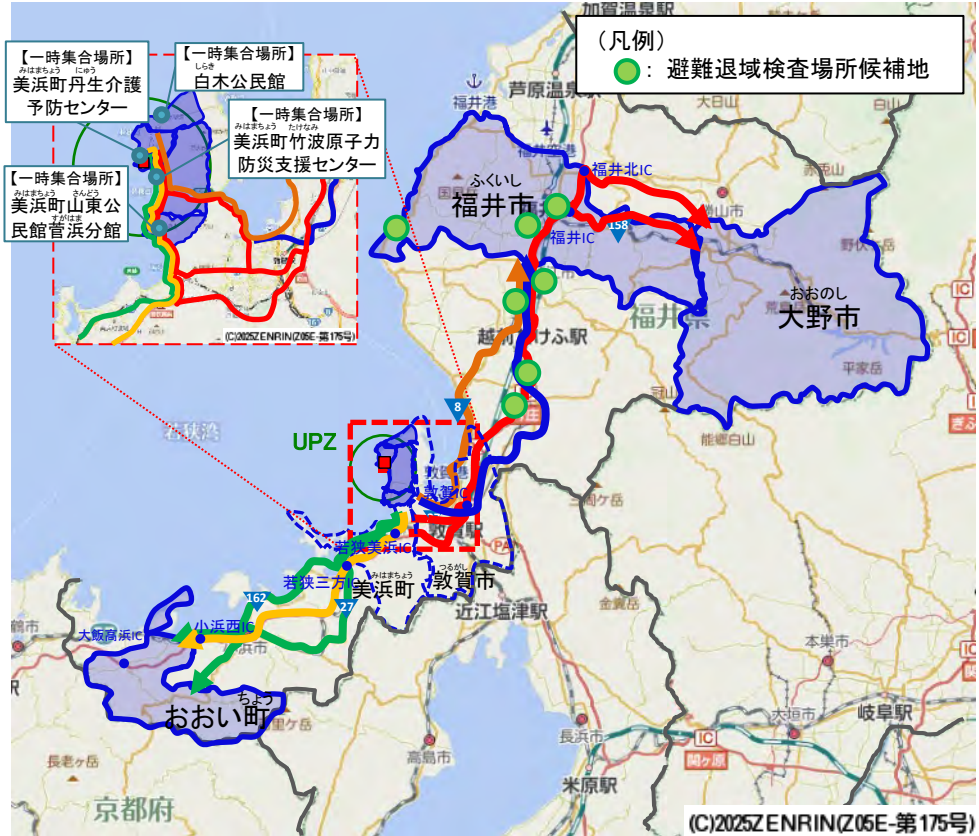
1市1町(美浜町、敦賀市)
 住民数:752人
 人口:令和7年4月1日時点

対象地区		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	229人	22人
	竹波地区	93人	14人
	菅浜地区	371人	62人
小計		693人	98人
敦賀市	白木1丁目	59人	0人
	白木2丁目	0人	0人
小計		59人	0人
合計		752人	98人

1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施地域の避難先及び避難手段については、3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様(避難先はP44、避難手段はP46参照)。
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所より各市町が指定する集合場所や避難経路上の緊急配布場所、避難退域時検査場所に市町職員が搬送のうえ、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)



安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- UPZ(おおむね5km圏内)において、学校・保育所・医療機関・社会福祉施設は所在していない。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等と呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、福井県等が確保した車両で一時移転等を実施(詳細はP71参照)。
- 複合災害時において、一時移転などが必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先(詳細はP72、73、74、75参照)。

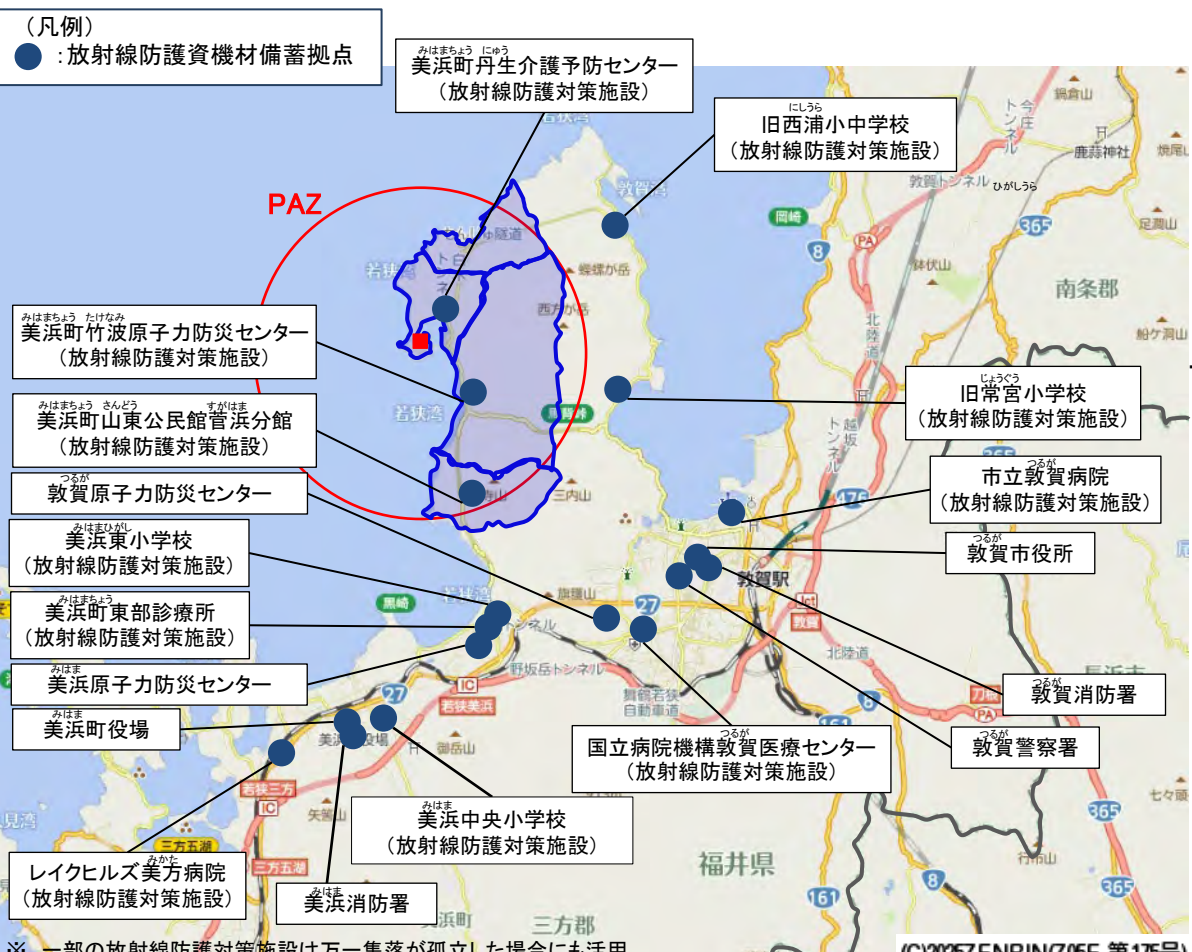
<在宅の避難行動要支援者>

市 町	地 区	避難行動要支援者	支援者	支援者の同行により 避難可能な者	避難の実施により 健康リスクが高まる者
美 浜 町 <small>みはまちょう</small>	丹生 ^{にゆう}	22人	22人	16人	6人
	竹波 ^{たけなみ}	14人	14人	10人	4人
	菅浜 ^{すがはま}	62人	62人	46人	16人
敦 賀 市 <small>つるがし</small>	白木1丁目 ^{しらき}	0人	0人	0人	0人
	白木2丁目 ^{しらき}	0人	0人	0人	0人
合 計		98人	98人	72人	26人

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県は、PAZの防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員（消防団員を含む）のほか、バス会社等の運転者、放射線防護対策施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



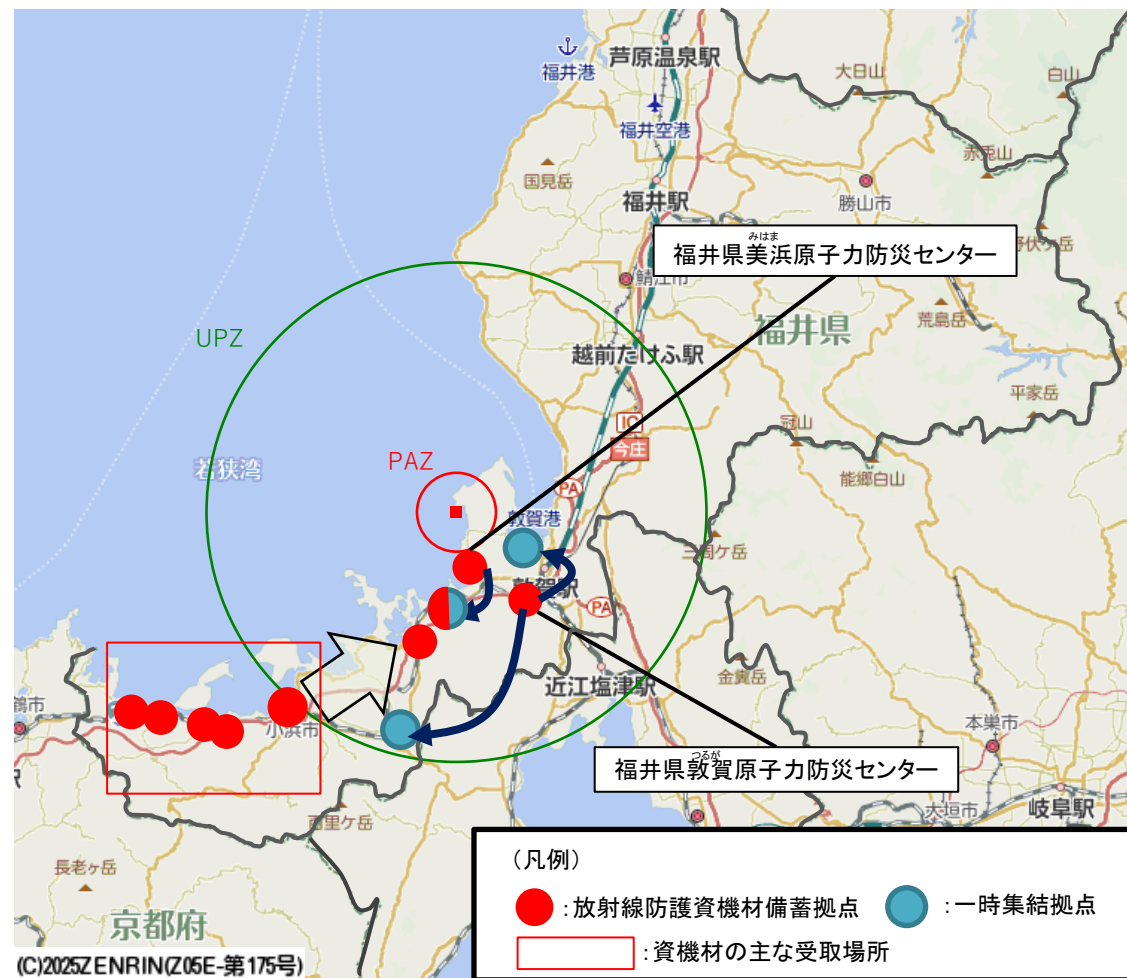
サーベイメータ(GM管) 個人線量計 防護服

備蓄拠点	対象者
福井県美浜原子力防災センター 福井県敦賀原子力防災センター 美浜町役場 敦賀市役所	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者
敦賀警察署 敦賀消防署 美浜消防署	警察職員 消防職員、消防団員 等
放射線防護対策施設	施設管理者、避難誘導者等

※ 一部の放射線防護対策施設は万集落が孤立した場合にも活用。

福井県におけるUPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

福井県原子力災害対策本部

↓ 連絡・調整

輸送事業者等

資機材搬送を担う事業者

住民搬送を担う事業者

↓ 移動

放射線防護資機材備蓄拠点

(美浜OFC、敦賀OFC、大飯OFC、高浜OFC、関係市町庁舎等)

資機材の受取

↓ 資機材の搬送

一時集結拠点

(一部の避難退域時検査場所を活用)

資機材の受取

資機材の受取

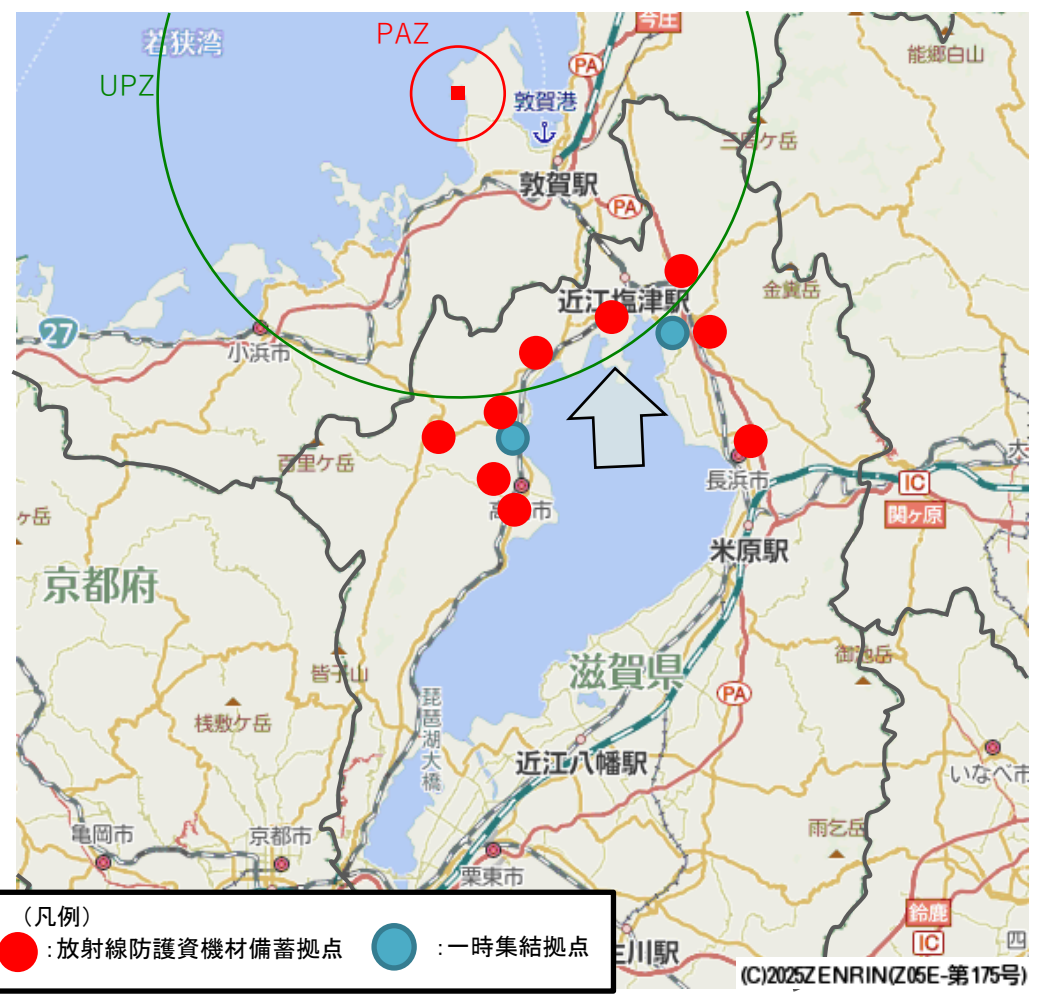
資機材備蓄拠点もしくは一時集結拠点にて資機材の受取

一時集合場所等

住民の一時移転等を実施

滋賀県におけるUPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



(凡例)
 ● : 放射線防護資機材備蓄拠点
 ● : 一時集結拠点

